

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和3年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 会長の選任について（公開）</p> <p>2 会長職務代理者の指名について（公開）</p> <p>3 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市農産物直売所運営管理業務の変更及び個人情報の本人以外からの収集について（農政課）</li> </ul> <p>報告事項</p> <p>(1) 小規模工事等登録事務の開始について（管財課）</p> <p>(2) 建設工事の施工体制の点検事務の開始について（管財課）</p> <p>(3) 新規商品開発事業等補助金交付事務の開始について（商工観光課）</p> <p>(4) 市税等の収納管理事務の変更について（収税課）</p> <p>(5) 障がい者福祉手当に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>(6) ちば障害者等用駐車区画利用証制度に関する事務の開始について（障がい者支援課）</p> <p>(7) 新生児特別定額給付金の給付に関する事務の変更について（保健センター）</p> <p>(8) いじめ問題再調査委員会に関する事務の開始について（総務課）</p>
日 時	令和3年6月29日（火）午前9時30分から午前11時10分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）、富山 勝之（自然経済推進部次長兼農政課長）、山中 巖（農政課長補佐）、佐藤 和憲（農政課農政係主任主事）、初見 龍一（管財課長補佐兼契約係長）、近藤 敬寿（管財課契約係主任主事）、田中 徳寿（商工観光課長補佐兼労政係長）、中田 祐子（商工観光課商工観光係主査）、里見 秀（収税課収納係長）、伊原 誠宏（障がい者支援課長補佐兼計画係長）、佐田 徹（障がい者支援課障がい者福祉係長）、池田 亜由美（保健センター長）、小島 修次（保健センター長補佐兼関宿保健センター長兼子ども支援室長）</p> <p>事務局 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）</p>

傍 聴 者	無し
議 事	
<p>令和3年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長の選任について（公開） 委員の互選により須賀委員を会長に選任した。</li> <li>2 会長職務代理者の指名について（公開） 会長が松本委員を職務代理者に指名した。</li> <li>3 個人情報取扱事務について（公開）</li> </ol> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市農産物直売所運営管理業務の変更及び個人情報の本人以外からの収集について（農政課） 担当者から概要の説明を受けた。</li> </ul> <p>玉真委員 農産物直売所における昨年度の万引き件数について、データはあるか。 富山次長 昨年度ではありませんが、カメラ設置以前に2件ほど万引きが発覚しております。</p> <p>玉真委員 対象者が組合員となっているが、肖像の対象として、来店者等の文言が必要なのではないか。 富山次長 修正します。</p> <p>松本委員 カメラ設置後に、万引きの被害はあったか。 富山次長 設置後は、ありません。</p> <p>須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。 (異議無し)</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小規模工事等登録事務の開始について（管財課） 担当者から概要の説明を受けた。 須賀会長 何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。 (異議無し)</li> <li>(2) 建設工事の施工体制の点検事務の開始について（管財課） 担当者から概要の説明を受けた。 玉真委員 台帳等に連絡先の記載がないのは、従前に提出されている書類等に連絡先が記載されているからという理解でよいか。 初見課長補佐 そのとおりです。 須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。</li> </ol>	

(異議無し)

(3) 新規商品開発事業等補助金交付事務の開始について (商工観光課)

(4) 市税等の収納管理事務の変更について (収税課)

担当者から一括して概要の説明を受けた。

小林委員 実施者が団体の場合は、代表者が野田市民である必要があるか。

田中課長補佐 野田市民である必要があります。

小林委員 団体の場合は、代表者の住所は、取得しないか。

田中課長補佐 団体の場合は、事務所所在地の提出を受け、代表者の住所は収集しません。

小林委員 野田市在住の要件があるのに代表者の住所を収集しなくてよいのか。

田中課長補佐 企業と同じように、市内に所在があれば代表者の住所まで収集することは想定していません。

小林委員 整合がとれていないのではないか。

玉真委員 個人事業主で仕事は野田市で行っているが、住所は他の市にあるような者も同様の論点が出てくると思われる。そういった場合は申請要件を満たさない、という理解でよいか。

田中課長補佐 基本的には、野田市在住でかつ野田市で事業をされている方を想定しています。

玉真委員 野田市外在住で市内事業者である者が会長である町内会が、申請しようとするような場合の対応はどのようになるか。法人格を持たない団体の場合の取扱いは、どうなっているか。

小林委員 代表者が市内在住か否か、在住であれば市税を納めているか否か、その点を明確にすべきではないか。野田市在住者のみということであれば、代表者の住所も収集する方が、整合が取れるのではないか。

事務局 応募要件及び登録簿の内容に検討が必要となりますので、登録簿の報告については、次回に再度行いたいと思います。

松本委員 応募締め切りが終わっているが、要件が相違するようであれば既に収集した情報の取扱いはどのようになるのか、その点も検討してもらいたい。

松本委員 新規事業者は対象にならないということか。既存の活動している者だけが対象となるのか。

田中課長補佐 商品の開発というのを主眼としていますので、既に開発のノウハウがあると考えられる活動中の個人、団体を対象としています。

松本委員 応募要件の地域活性化団体とは、何か。

田中課長補佐 地域活性化団体とは、個人が組織するような任意団体を想定しています。

松本委員 どれくらい申請があったのか。

田中課長補佐 6件になります。

松本委員 選考する審査員は、どういった者か。

田中課長補佐 市の職員の他に、若い方の感性を取り入れるために市内の高校生4名も審査員としています。

松本委員 高校生は、公募か。

田中課長補佐 清水高校と鎌田学園に依頼し、選出してもらっています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ事務局提案のとおり、次回再度報告ということによろしいか。

(異議無し)

(5) 障がい者福祉手当に関する事務の変更について (障がい者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 事務の目的に「障がい者又は介護もしくは監護している人」とあるが、いずれかに、ということか。

佐田係長 そのとおりです。

玉真委員 制度の主な改正点に「障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する者に対して手当の支給を取りやめる一方で、まったくサービスを利用していない者の手当については金額を増加する。」とあるが、その理由は何か。

佐田係長 福祉手当は在宅監護をする方への負担の軽減を目的として設けられました。各種サービスを受けている方は当該サービスによって負担が既に一定程度軽減されていると考えられることから、改正するものです。

須賀会長 制度の主な改正点に「65歳以上の新規手帳取得者は対象としない。」とあるが、どういう意味か。

佐田係長 介護保険や年金受給といった形で負担が軽減されていると考えられるため、対象外とするものです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(6) ちば障害者等用駐車区画利用証制度に関する事務の開始について (障がい者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 家族が障がい者を車両で連れて行くような場合、障がい者が降りたら障害者等用駐車区画から車両を動かさないといけないということか。

伊原課長補佐 そのとおりです。

小林委員 事務の手続では、手帳等の提出を受けるということによいか。

伊原課長補佐 申請書以外の手帳等に関しては、提示のみになります。

小林委員 手帳等の提示を受けた場合、広範な情報が記載されていることが考えられ

るため、確認箇所を限定しないと登録簿の記載に漏れが出るように思われる。

伊原課長補佐 利用に当たって必要な情報を記載するよう、登録簿は整理しております。今後必要な情報が追加された場合には、改めて報告します。

小林委員 県への提出は、登録簿に提供先として記載しなくてよいか。

事務局 市内部で完結する事務の場合、県へ情報を提供する際には目的外提供として記載しますが、当該事務は元々県が主体の事務の一部であり、県へ提出することも含めて事務の内容としているため、概要欄に「千葉県に提出する。」と記載しています。

小林委員 収集時に県へ提出することも含めて本人同意を得ているので、目的外提供には当たらないということか。

事務局 そういうことになります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(7) 新生児特別定額給付金の給付に関する事務の変更について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(8) いじめ問題再調査委員会に関する事務の開始について (総務課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 保存期間5年というのは、国の基準に合わせたということによいか。

高谷係長 そのとおりです。裁判等になった場合には、より長期の保存が必要になる可能性もあるかと思いますが、現時点では5年としています。

小林委員 保存期間については、抑制的であるべきなので、ひとまず5年でよいと考える。

須賀会長 学校でいじめ問題があった場合、どのような手続になるか。

高谷係長 被害者あるいは保護者が学校に申立てをし、学校又は教育委員会が第三者委員会に諮問し、あるいは諮問せず調査報告書を作成します。その報告書が作成された後に、市長が再調査の必要性について判断することになります。

須賀会長 再調査の申立ては市長に対してなされたのか。

高谷係長 令和元年7月の事案については、そのとおりです。

須賀会長 再調査の諮問をするかどうかは、市長の裁量なのか。

高谷係長 そのとおりです。

小林委員 各学校は、教育委員会に含まれるという理解によいか。

高谷係長 結構です。

高橋委員 一度、第三者委員会の答申は受けているという理解によいか。

高谷係長 教育委員会の設置した第三者委員会の答申は既に受けて、調査報告書が市長に提出されています。新しく設置する第三者委員会は、これから委嘱をするところですよ。

須賀会長 常置機関ではないということによいか。

高谷係長 そのとおりです。

須賀会長 いじめ防止対策推進法では結果を議会に報告する旨規定があるが、野田市ではどのようにするか。

高谷係長 市議会で市長が説明することになると思われます。

須賀会長 個人情報が含まれるので、議会でどのように説明するか、配慮が求められると考える。

高谷係長 報告書が作成されたらあらかじめ関係者に報告した上で、議会に報告という形にはなるかと思えます。

小林委員 今回事案については、情報開示請求が多くあると思われるが、開示の際には、個人情報への注意が必要になると考える。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上